

別紙

1 審査会の結論

宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年5月26日付けで行った不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成23年5月31日付けで行った不開示決定（以下「本件決定2」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書は、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 都城土木事務所における廃棄文書目録（以下「公文書1」という。）

イ 株式会社タイヨー代表取締役社長清川和彦の免許証の写し（屋外広告物更新許可申請書受理済み分で、受理日平成17年2月15日付、受理番号360号における管理者届出書の管理者清川和彦の一級、二級建築士又は屋外広告士等の免許証の写し）（以下「公文書2」という。）

実施機関は、公文書1について、文書取扱規程（平成2年3月31日訓令第5号。以下「訓令」という。）第48条の規定は、訓令第50条により出先機関においては適用除外であり、公文書1を保有していないとして、不開示決定を行った。

また、実施機関は、公文書2について、保存期間満了により廃棄しているとして、不開示決定を行った。

(2) 本件決定2について

ア 株式会社タイヨー店舗開発部建設課（一級建築士）主任西中村文夫の一級建築士免許証の写し（以下「公文書3」という。）

イ 小林土木事務所における廃棄文書目録（以下「公文書4」という。）

実施機関は、公文書3について、個人名を挙げて開示請求を行っており、公文書3の存否を答えること自体が、特定の個人の所属及び資格という社会的活動に関することを明らかにすることになり、宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号により保護しようとする権利利益を侵害するため、公文書3の存否を答えることはできず、条例第9条に該当するとして不開示決定を行った。

また、実施機関は、公文書4について、訓令第48条の規定は、訓令第50条により出先機関においては適用除外であり、公文書4を保有していないとして、不開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨等

(1) 異議申立ての趣旨

本件決定1及び本件決定2の取り消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で述べている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア これまで実施機関は県民の知る権利を無視した対応をしている。

イ 廃棄文書目録は作成されなければならない公文書である。

ウ 株式会社タイヨー代表取締役清川和彦は有資格証を明らかにする社会的責任がある。

エ 実施機関は、公文書開示において隠蔽工作をしている。

オ 実施機関は、異議申立人の人権を無視した対応をしている。

4 異議申立てに対する実施機関の説明

(1) 不開示決定の理由

ア 公文書1及び公文書4について

廃棄文書目録及びその取扱いは、訓令第43条第2項及び訓令第48条第4項に規定されているが、これらの規定は訓令第50条により、出先機関については適用除外になることから、出先機関である都城土木事務所及び小林土木事務所では廃棄文書目録を作成しておらず、保有していない。

イ 公文書2について

「受理日平成17年2月15日付、受理番号360号における」公文書を対象としているが、平成17年2月に受理した屋外広告物許可申請書及び添付書類は、保存期間満了により廃棄済みである。

ウ 公文書3について

条例第9条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる」と規定している。

本件開示請求は、特定の個人名、所属、地位、資格といった条例第7条第2号の規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる不開示情報に該当するものを示して行われているため、仮に、不開示情報を非開示とする部分開示決定を行ったとすると、「株式会社タイヨー店舗開発部建設課（一級建築士）主任」の「西中村文夫」が一級建築士免許証を保有していることが明らかになるため、存否について応答すること自体が、結果として不開示情報を開示することになり、条例第9条に該当する。

なお、一級建築士名簿は、閲覧が可能であるものの、一級建築士名簿閲覧規則（社団法人日本建築士会連合会が、建築士法（昭和25年法律第202号）（以下「法」という。）第10条の4の規定に定める中央指定登録機関として行う一級建築士登録等事務のうち、法第6条第2項の規定に基づく一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務に関する事項について、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第9条の2の規定に基づき必要な事項を定めるもの）により、所定事項（閲覧対象者の氏名（ふりがな）、生年月日、登録番号、登録年月日）を記載した上で申請することにより閲覧が可能なのであって、公にされた情報といえるものではなく、また、勤務先や職場における地位は閲覧項目でもないため、本件における特定の個人名、所属、地位、資格は条例第7条第2号の規定する不開示情報である。

(2) 異議申立人による異議申立ての理由に対する実施機関の意見

ア 不開示決定について

(ア) 異議申立人は、「これまで実施機関は県民の知る権利を無視した対応をしている」と主張しているが、これは本件決定1及び本件決定2に対するものと思われる。実施機関は公文書1及び公文書2並びに公文書4を保有していないため、また、公文書3については個人情報保護のため、条例の規定に基づき適正に処理した結果、不開示となったものであるから、異議申立人の主張は理由がない。

(イ) 異議申立人は、「実施機関は、公文書開示において隠蔽工作をしている」と主張しているが、本件決定は条例の規定に基づいて適正に処理を行っているものであり、そのような事実はない。

(ウ) 異議申立人は、「実施機関は、異議申立人の人権を無視した対応をしている」と主張しているが、具体的に何を指すか不明であるが、本件決定については、異議申立人の開示請求に対して条例の規定に基づいて適正に処理を行ったものである。

イ 公文書 1 及び公文書 4 について

異議申立人は、「公文書 1 及び公文書 4 は作成されなければならない公文書である」と主張している。

廃棄文書目録及びその取扱いは、訓令第 4 3 条第 2 項及び第 4 8 条第 4 項に規定されているが、これらの規定は訓令第 5 0 条により出先機関においては適用除外となることから、実施機関において公文書 1 及び公文書 4 を作成及び保有していないことについては理由がある。

ウ 公文書 3 について

異議申立人は、「株式会社タイヨー清川和彦は、有資格証を明らかにする社会的な責任がある」と主張している。

公文書 3 の不開示決定は、清川和彦の社会的責任の有無に関わらず、条例の規定に基づいて適正に処理を行ったものであるから、異議申立人の主張は理由がない。

5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 3 年 7 月 1 2 日	諮問を受けた。
平成 2 3 年 8 月 1 日	実施機関から本件決定 1 及び本件決定 2 に係る「不開示決定理由説明書」を受け取った。
平成 2 3 年 1 1 月 4 日	諮問の審議を行った。
平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日	諮問の審議を行った。

6 審査会の判断理由

(1) 文書の保存期間について

公文書 2 は、実施機関が保存期間満了により廃棄したとする文書である。

文書の保存期間は、訓令第 4 1 条に規定されており、保存期間の区分は、3 0 年、1 0 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満である。さらに、許可等に関する文書の保存期間の区分標準は、特に重要なものが 3 0 年、重要な

ものが10年、通常のものが5年であり、この区分標準に基づき、文書の保存期間はファイル管理基準表により定められている。

都城土木事務所のファイル管理基準表では、屋外広告物更新許可に関する文書の保存期間を5年と定めている。この保存期間は訓令上適当と認められるため、公文書2の保存期間は5年であると判断する。

なお、実施機関は、公文書2の不開示決定通知書の不開示理由に、公文書2の保存期間を示していないが、異議申立人が、許可に関する文書の保存期間は30年であると開示請求書に記載していることから、実施機関は不開示理由に公文書2の保存期間を示した上で保有していないことの説明を行うべきであった。

(2) 保存文書の廃棄について

公文書2は、実施機関が保存期間満了により廃棄したとする文書である。

この文書は、都城土木事務所の屋外広告物更新許可に関する文書であり、平成17年2月に受理したもので、保存期間が5年であるから、平成22年4月から廃棄が可能となる文書である。

審査会では、公文書2は保存期間を経過した文書であるが、都城土木事務所が廃棄して保有していないことを裏付けるものがないか調査した。

都城土木事務所は、保存期間を経過した文書を都城市清掃工場で焼却処分しており、その際、都城土木事務所は都城市に処分費用を支払っている。この支出に関する書類から、公文書2は平成22年10月に廃棄されたと推測されるため、実施機関が「保存期間により廃棄した」とする理由は合理的であると判断する。

(3) 廃棄文書目録について

公文書1及び公文書4は、出先機関における廃棄文書目録である。

廃棄文書目録とは、保存期間を経過した保存文書を廃棄する際、どの文書を廃棄するかを目録としてまとめたものである。本庁の主務課が作成した文書で完結したものは、総務課の文庫で管理されるが、保存期間を経過した文書を廃棄する際、主務課がどの文書を廃棄するかを総務課に示すために作成するのが廃棄文書目録である。一方、出先機関が作成した文書は、その出先機関が管理及び廃棄するため、総務課に廃棄文書目録を示す必要はない。

廃棄文書目録については、訓令第48条の規定によると、「主務課長は、廃棄を決定した保存文書について、廃棄文書目録を作成しなければならない。」とされているが、訓令第50条の規定によると、「出先機関における

文書の整理、保管及び保存については、第42条から第46条及び第48条の規定を除き本庁に準じて処理するものとする。」とあり、出先機関においては訓令第48条の規定は除外されている。

(4) 条例第7条第2号（個人に関する情報）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(5) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる」と規定している。

(6) 本件決定1及び本件決定2の妥当性について

ア 公文書1及び公文書4について

廃棄文書目録は、訓令第50条の規定により、出先機関において作成が義務づけられているものではなく、出先機関である都城土木事務所及び小林土木事務所が廃棄文書目録を保有していないことは相当と認められる。

よって、不開示は妥当である。

イ 公文書2について

公文書2は、平成17年2月に都城土木事務所が受理した屋外広告物更新許可に関する文書であり、保存期間が5年であるから、平成22年4月から廃棄が可能であった。都城土木事務所が廃棄文書を焼却処分したときの処分費用に関する書類から、公文書2は平成22年10月に廃棄されたと推測される。

異議申立人は平成23年3月と平成23年5月に公文書2を開示請求しているが、その時点において、公文書2は保存期間5年を満了し、廃棄され不存在であったと判断する。

よって、不開示は妥当である。

ウ 公文書3について

特定の個人を識別できる情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報である。

異議申立人は、特定の個人の氏名、所属、地位及び資格を挙げて、当該個人の資格証の写しを開示請求しており、特定の個人を識別できる不開示情報を挙げて開示請求していることになる。

よって、公文書の存否を答えるだけで、結果として不開示情報を開示してしまうことになるため、条例第9条に該当すると認められる。

よって、不開示は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。